

やまがたフルーツ 150 周年タイアップ企画実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県でさくらんぼや西洋なし等の栽培が始まってから 150 年の記念すべき節目となる令和 7 年を「やまがたフルーツ 150 周年」として位置づけ、県産フルーツの魅力を県内外に発信するため、県、市町村、民間事業者等が、山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会(以下「PR協議会」という。)と連携して実施する記念企画(以下「タイアップ企画」という。)の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 タイアップ企画の実施主体は、県、市町村、企業(会社、商店・飲食店等)、学校、各種団体(生産者団体、各種実行委員会、自治会等)、その他PR協議会会長が必要と認める者とする。

(要件)

第3条 タイアップ企画は、次の各号の要件をすべて満たす企画とする。

(1) アからウまでのいずれかに該当するものであること。

ア 県産フルーツのPRに資するイベント・催し

(例) 150 周年を記念したイベント、物産展、旅行商品等

イ 県産フルーツ及び県産フルーツを原材料の一部に使用する食品や加工品並びに県産フルーツのPRに資する商品の販売・提供

(例) 県産フルーツを使用したジュースのラベル、カフェやレストランの記念メニュー、包装資材、各種記念グッズ 等

ウ 県産フルーツのPRに資するサービスの提供

(例) 150 周年の特集記事、動画制作 等

(2) 公序良俗に反するおそれがないものであること。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないものであること。

(4) 実施主体が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(実施主体が個人である場合にはその者を、実施主体が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められる者

(5) 前各号に掲げるもののほか、PR協議会会長がタイアップ企画として適当ではないと認めるものでないこと。

(実施期間)

第4条 タイアップ企画の実施期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(登録)

第5条 タイアップ企画として登録を希望する者は、次の書類をPR協議会に提出するものとする。

(1) やまがたフルーツ150周年タイアップ企画登録申請書(別記様式)

(2) その他PR協議会会長が必要と認める書類

2 PR協議会会長は、前項の申請書を審査し、登録の可否を通知するものとする。

3 PR協議会会長は、必要に応じ、前項の登録に条件を付することができる。

(タイアップ企画であることの表示)

第6条 実施主体は、タイアップ企画の実施にあたり、やまがたフルーツ150周年の取組みであることについて、その旨のイベント名への表示、商品や包装への150周年記念ロゴマーク及びキャッチコピーの印刷など、広く伝わりやすい方法により表示しなければならない。

2 前項のロゴマーク及びキャッチコピーの使用にあたっては、PR協議会会長が別に定めるロゴマーク等の取扱要綱を遵守しなければならない。

(情報発信)

第7条 PR協議会会長は、タイアップ企画について、ホームページへの掲載やイベント等の機会を活用して広く情報発信を行うものとする。

(登録の取消)

第8条 PR協議会会長は、タイアップ企画が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 実施主体が廃業又は休止した場合

(2) 第3条の対象事業の要件に該当しなくなった場合

(3) 登録手続及び内容に虚偽又は不正があった場合

(4) PR協議会会長が特に取消が適当と認める場合

(補則)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

(別記様式)

令和 年 月 日

やまがたフルーツ 150 周年タイアップ企画登録申請書

山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会会長 殿

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

やまがたフルーツ 150 周年タイアップ企画実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

企 画 の 名 称	
期 間 又 は 期 日	
企 画 の 内 容	(種類、規格、金額、場所など、企画に応じて具体的に記入してください。)
タイアップ企画の明示方法	
担当者連絡先	職・氏名 電話番号 メー ル

※実施主体の規約や概要、商品のパンフレットなど参考資料を添付してください。